（資料１）

「AI vs AI」時代の消費者保護法制

第14回人工知能（AI）技術の利用と消費者問題に関する専門調査会

2026年11月5日10:00～11:00

得津晶（一橋大学大学院法学研究科ビジネスロー専攻教授）

Hitotsubashi Business Law

自己紹介：得津晶



- 一橋大学大学院法学研究科ビジネスロー専攻教授
 2007～2014：北海道大学大学院法学研究科
 2014～2022：東北大学大学院法学研究科
 2022～：現職
- 専門：商法・金融法　　AIと法・消費者法の専門家ではない
 簡単な自己紹介：
 https://www.hit-u.ac.jp/hq-mag/chat_in_the_den/478_20221003/
- 「消費者（保護）法務への影響―『AI対AI』時代に向けて」ジュリスト1608号（2025）26－31頁（特集・リーガルテックとこれからの法務）



Hitotsubashi Business Law

照会事項

〇AI開発・提供事業者と一般ユーザーの間の利益相反について、どう考えられるか。

〇利益相反があるとして、それをコントロールするAIガバナンスのあり方についてどう考えられるか。

〇とりわけエージェント型AIが今後消費者にも普及する場合、上記の問題がどのように変化するか、または変化しないと考えられるか。

〇（可能であればパラダイムシフト専門調査会の質疑応答で御指摘されていたような）民事法における抑止の効力

伝統的な消費者問題の深刻化

- 長すぎる契約条項（約款）―消費者は読んでいない

 不当条項が挿入されても気づかない

- ダークパターン（Deceptive Patterns）

 消費者の心理的なバイアス（思い込みや焦り）につけ込んで、商品者の自律性、意思決定、選択を著しく損なうように設計・操作されたユーザーインターフェース（ウェブサイトのデザインなど）

 Cf. 消費者庁「いわゆる『ダークパターン』に関する取引の実態調査」（2025年4月）

 https://www.caa.go.jp/policies/future/icprc/research_010

＝事業者の手法の巧妙化・複雑化





Omri Ben-Shahar website: https://home.uchicago.edu/omri/morethan.html

AI 対 AI 時代の幕開け

- 事業者の手口の巧妙化―背景にAIの利用も

×**消費者のAI利用**で対抗

大屋雄裕「意思・契約・個人ー変容と消費者法の未来」法律時報96巻10号（2024）

- AIエージェント活用論

中川裕志「AI倫理指針の動向とパーソナルAIエージェント」情報通信政策研究3巻2号（2020）

- パーソナルAI

法務省大臣官房司法法制部「AI等を用いた契約書等関連業務支援サービスの提供と弁護士法第72条との関係について」（令和5年8月）

- Choice Engine（チョイス・エンジン）

Cass R. Sunstein, *Choice engines and paternalistic AI*, 11 HUMANIT. SOC. SCI. COMMUN 1 (2024)

＝AI楽観論（？）







慶應義塾研究者情報データベース：https://www.k-ris.keio.ac.jp/html/100000819_ja.html
革新知能統合研究センター(AIP) https://aip.riken.jp/news/202103_nakagawa-t/
Harvard Law Today, https://hls.harvard.edu/today/cass-sunstein-tapped-to-chair-who-technical-advisory-group/

AI 対 AI 時代の悲観論



- AI楽観論
 - AIは長い契約、ダークパターンへの対応が可能
 - リバタリアン・パターナリズムの仕掛け（ナッジ）をAIによって消費者側が実装
 - 不当条項を探知する契約レビュー
 - ChatGPT、Gemini等の汎用型AIを利用

× 懸念論

- 消費者のAI利用に着目した「新しい」消費者法が必要
 - 適合性原則・詐欺禁止の基準をAIに（AIの脆弱性―サイバー攻撃など）
 - AIエージェントによって自動的に締結した契約の効力の承認
 - AI利用制限条項の禁止（限定チケット購入のボット攻撃の禁止など例外あり）
 - AIの判断を歪めるようなアーキテクチャの禁止（DACC Model Rules 23(a)）
 - AIエージェントの設計要件＝AIエージェントの「製品安全法」へ



Christoph Busch, *Consumer Law for AI Agents*, German Law Journal 26 (7) (2025)

Christoph Busch and Christian Twigg-Flesner “Towards an AI-ready consumer law – the model of the ELI Guiding Principles and Model Rules on Digital Assistants for Consumer Contracts” SSRN (2026)

ELI Guiding Principles and Model Rules on Digital Assistants for Consumer Contracts (DACC Model Rules)(2025)

Digital Fairness Act構想―ダークパターンなどがメインターゲット

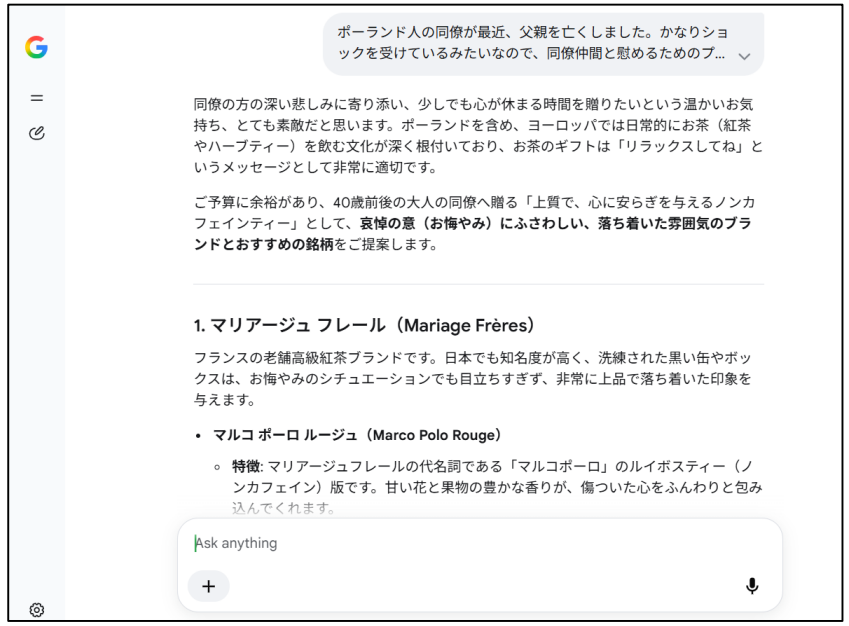
Omega.py https://www.alexomegapy.com/post/ai-and-chess-a-symbiotic-evolution-of-strategy-and-intelligence

照会事項・Ⅰ

○AI開発・提供事業者と一般ユーザーの間の利益相反について、どう考えられるか。

- 消費者向けAIエージェントのベンダー：ビッグテックとなる可能性
 - ビッグテックの様々なステークホルダー（広告料を支払ったスポンサー含む）の利益と消費者（ユーザー）の利益は必ずしも一致しない
 - ＝AIベンダーやスポンサーに有利なバイアスのかかった出力のおそれ

 Cf. 個人的な経験：「プレゼントに最適なノンカフェインティーを教えて」
 - 本当にただのハルシネーション？という不安



Gemini https://gemini.google.com/app

照会事項・２

〇利益相反があるとして、それをコントロールするAIガバナンスのあり方についてどう考えられるか。

- 構図：「製品安全法」的な発想（by Busch教授） vs 市場競争
 「多元分散型統御」（by 田村善之教授）の重要性
 規律付けの様々な機関をそれぞれの特性に応じてフル活用

 AIのブラックボックス・高度の専門性―市場競争のみに委ねるのは難しい＋司法のみに委ねるのは難しい＋行政機関だけでも対応できない
 →最近は、アジャイル・ガバナンス
 ルールメイキングの段階での官民連携（共同規制）、ルール形成期の民事責任のありかた
 しかし、ルールの「エンフォースメント」の段階でも官民連携が必要（？）
 どうやって「AI内のバイアス」の有無を判断するのか？
 →いわゆる「アジャイル」だけでは抑止が不十分ではないかという問題意識
 ではなにを「足す」のか？

照会事項・３

〇とりわけエージェント型AIが今後消費者にも普及する場合、上記の問題がどのように変化するか、または変化しないと考えられるか。

- 消費者のAIの普及＝消費者のAIの信頼（誤信を含む）

「AIエージェントは質が悪い」と消費者が認識している間は普及しない

質＝消費者の効用をどれだけ充足するか

① 良いシナリオ：質の良いAIエージェントの登場で消費者の信頼を獲得

＝問題が解決

② 悪いシナリオ：質の悪いAIエージェントを消費者が誤信

＝問題は深刻化

※個人的経験からすると「悪いシナリオ」が進行中の懸念

「AIが言ってた」

Hitotsubashi Business Law

照会事項・4

○（可能であればパラダイムシフト専門調査会の質疑応答で御指摘されていたような）民事法における抑止の効力

- 民事法＝司法 と考えるとAIの高度の専門性から司法「のみ」に委ねるのは難しい
- 近時のパーパス論（Colin Mayer）
 - 会社の目的は「利益を上げること」だけではない。「利益を上げ」ながら「社会的課題を解決」
 - 典型的には気候変動問題を想定→データ・情報法の問題も取り込めるのではないか
 - しかし、どう取り込むのか？が課題
 - 「負の外部性をもたらす行為」の禁止論―取締役の法令遵守義務違反の民事責任論と近接
 - 具体的な法令違反がなくても負の外部性をもたらす行為は取締役の任務懈怠を構成
 - Cf. 東京電力株主代表訴訟第一審判決
 - しかし、手段債務（結果責任ではなく注意義務違反があった場合に初めて民事責任）である取締役の注意義務違反の判定基準
- Regulatory Entrepreneurship
 - Elizabeth Pollman, Regulatory Entrepreneurship 90 S. Cal. L. Rev (2017)
 - 拙稿「取締役の法令遵守義務の帰責原理：法の変革における私人の役割？」神作＝藤田還暦
 - ①社会の利益になるための法令違反＋②積極かつ公での法令違反 であれば法令遵守義務違反による取締役の責任を否定すべき
 - ←背景にアメリカのルールメイキング
 - 濱村美子「取締役の法令遵守義務にかかる責任の再検討」名城法学75巻1号、2号、4号（2025−2026）
 - 拙稿の立場に③共同規制への協力の要件を加重
 - ←日本のルールメイキング